

# きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和5年2月発行

No. **101**  
2023 / FEB.

QRコードを読み込むと木曾法人会ホームページが見られます

## 目次

- ② 会長あいさつ
- ③ 木曾税務署長新年のごあいさつ
- ④～⑤ 税についての作文 表彰
- ⑥ 消費税インボイス制度周知・広報推進宣言・  
青年部・女性部活動
- ⑦ 会員企業のご紹介・大同生命保険 広告
- ⑧～⑨ 税金Q & A
- ⑩ 税制提言・支部活動・事務局日誌
- ⑪ 税務署からのお知らせ
- ⑫ A I G・アフラック 広告



### —— 木曾郡大桑村野尻阿寺 阿寺溪谷 (狸ヶ淵) ——

阿寺溪谷入口から2.5kmの場所に狸ヶ淵があります。

この淵は、キツネやタヌキが「化身」の出来映えを、鏡の代わりに映して見たと言われ名づけられたそうです。阿寺ブルーとも呼ばれる透明度のあるエメラルドグリーンたぬきがふちの清流。



## 新春のご挨拶

木曾法人会長 大沢 謙一



木曾法人会の皆様、新年あけましておめでとうございます。令和5年癸卯（みずのと う）の年となりました。会員の皆様ならびに木曾税務署をはじめとする関係各位の皆様には、日頃、木曾法人会の運営にご尽力賜り衷心より感謝申し上げます。今年も何卒よろしく願い申し上げます。今年、癸卯という干支の年で、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する年と言われています。そのような年の明るい話題といたしまして、新型コロナの感染症第二類分類が5月8日をもって第五類の分類となり、季節性インフルエンザと同等の扱いとなることが決まりました。新型コロナで翻弄された3年間でありました。100年前のスペイン風邪が3年間で終息したことを思えば、あり得る帰結であるとも思われます。この3年に亘るコロナ騒動は、世の中にさまざまな波紋をもたらしたように思います。まず旅行を控えました。そして外での飲食も控えました。集会や、お祭り、様々な行事も控えました。いわゆる、三密の状態となることが制限されました。そのことによって、飲食業、旅行宿泊観光業、輸送業などは大きなダメージを被りました。この度の第五類移行の決定によって、それら産業が飛躍の年となり大いに発展されることが期待されます。なぜなら、この3年間、人と人との付き合いは疎なものとなっておりまして、社会全体が賑わいと活力に欠けたもの

となっていたような気さえています。そこで待ちに待ったコロナからの解放で、これまでの反動として、旅行控、飲食控え、買い物控の逆現象が一気に起こり、これまでの社会に重く停滞していた雰囲気をはた拭けるような気がいたします。そんな希望が見える今年です。節分の豆まきで、邪気を追い払い、福を招き入れたところで、希望の春を迎えましょう。世の中は変化します。変化をチャンスと捉え、皆様のご商売を伸ばしましょう。私たちの未来予想図は幸福に満ちたものに違いありません。それに向かって努力を惜しまずズクを出し、成功を信じて、成功するまでやり続けましょう。会員の皆様の思念と行動が、今と未来を変える起爆剤です。新年が会員の皆様ならびに関係各位が、にこやかなお顔を取り戻し、家業社業、お仕事に精を出され、益々飛躍ご発展、ご繁盛されますよう、そして日々お健やかに過ごされますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。今年も木曾法人会をどうぞよろしくお願いいたします。



11月16日 納税表彰式

## 新年のごあいさつ



木曽税務署長 木内 武雄

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曾法人会会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

木曾法人会におかれましては、各種税務研修会の開催、租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクールの開催など、税の啓発活動に取り組み、介護施設へのタオル寄贈など社会貢献活動にも継続して取り組まれておられます。これらの様々な活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

また、昨年12月には長野県下の法人会では初の取組として、令和5年10月から開始される消費税インボイス制度の周知・広報を進める「消費税インボイス制度周知・広報推進宣言」をいただき、新聞などで広く報道されました。法人会の皆様には周知・広報に積極的なご支援をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済取引のデジタル化や国際化の進展により大きく変化しております。企業活動や国民生活においてデジタル技術の活用が急速に拡大する中、税務当局においては「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性の向上、相談チャネルの充実など、デジタル化を通じた手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを進めております。

私ども税務当局は、納税者の皆様が適正な申告・納税を行うために必要な税制上の措置につきまして、周知・広報等に取り組んでまいりますので、木曾法人会会員の皆様方にはご支援・

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、令和4年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。

令和3年分の確定申告では、法人会の皆様の周知・広報のご協力により、ご自宅等からスマートフォンを利用して申告した方が大幅に増加しました。令和4年分の確定申告につきましても、ご自宅等からのパソコン・スマホによるe-Tax申告をより一層推進しております。令和5年1月からはスマートフォンからの申告がさらに便利になっており、マイナンバーカードを利用して申告される方のマイナンバーカードの読み取り回数が、初めてマイナンバーカードを利用して申告される方を除き、1回の読み取りで済むようになりました。また、青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能になりました。このように、e-Tax申告の利便性が更に向上しておりますので、是非、ご自宅等からのパソコン・スマホを利用したe-Tax申告の積極的なご利用をお願いいたします。

消費税インボイス制度につきましては法人会の皆様のご支援・ご協力により法人事業者の登録は順調に進んでおります。令和5年10月の開始に向け、すべての事業者の皆様へ制度への理解を深めていただけるよう今後も説明会の開催を計画しておりますので、法人会の皆様方にも引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人木曾法人会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝と会員企業の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

中学生の税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

「助け合い」の税制

上松町立上松中学校3年 砂山 千和

みなさん、日本の平均寿命が何歳かを知っていますか？生命保険文化センターの調査によると男性が81.64歳、女性が87.74歳です。世界全体で見ると高い方だと思いますか？低い方だと思いますか？なんと世界で日本の平均寿命は1位です。

私は日本の平均寿命が高い理由の一つが病院へ行った時に自分が全ての料金を負担しないでいいからだと思います。また、世界には救急車が有料な場所もありますが日本は無料です。無料ということにより、お金を多く持っている人だけが医療を受けられるのではなく、あまり多くお金を持っていない人も医療を受けることができるのです。でも何で安く医療が受けられたり、救急車に無料で来てもらえたりするのでしょうか。それは税のおかげです。私はまだ中学生なので税を納めることにあまり多く関わっていませんが私の父や母、地域の方、先生方など大人の方々はたくさんの税を納めています。そして私達のような小学生、中学生などまだ働いていない子供が学校に通えたり、楽しい生活を送ることができているのは納税をしてくださる大人の方々ののおかげです。また、働けなくなったお

年寄りの皆さんの生活を支えているのも働いてくれている大人の方々ののおかげです。このように日本は「助け合い」によって成り立っています。私はこれがとても素晴らしい制度だと考えました。皆さんはどうですか？世界の一部の場所では救急車が有料であると言いました。これは私なりの解釈ですが「お金がある人だけ長く生きられる」そう感じてしまいます。それに対し日本は「お金がある人もない人もみんなが助け合って生きていく」日本の税制はそのような考えだと解釈しています。もちろん税が高くて納めるのが嫌だと考えている人もいるでしょう。しかし、もし自分が大きな病気にかかったり、事故に遭ったりした時にみんなの税金で助けられるのです。そして税を納めることによって少しですが人助けにつながるのです。

このように私は税の学習によって、日本の税制は素敵だと考えることができました。今は大人の皆さんに助けをもらいながら生活をしています。私が大人になったら子供達やお年寄りを助けたいです。そしてもっと年をとり働くことができなくなったら助けをもらうことができるよう、大人になったらきちんと納税をしたいです。

税についての作文コンクール入選作品

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞	「助け合い」の税制	上松町立上松中学校3年 砂山 千和さん
木曽税務署長賞	教科書。「無償ではあるが無料ではない。」	上松町立上松中学校3年 新井はるかさん
長野県租税教育推進協議会長賞	大切な税金	大桑村立大桑中学校1年 今井 逢紗さん
木曽郡租税教育推進協議会長賞	「百円はどこへ」	南木曽町立南木曽中学校3年 棚橋凜々花さん
木曽地区納税貯蓄組合連合会長賞	見直そう身近な施設を	大桑村立大桑中学校1年 細田 真彩さん

中学生の税についての作文

木曾税務署長賞

教科書。「無償ではあるが無料ではない。」

上松町立上松中学校3年 新井 はるか

私たちが当たり前にもらって使っている教科書。その教科書の裏にどんな文が書いてあるかみなさんは知っているだろうか。裏には「この教科書はこれからの日本を担うみなさんへの期待を込め税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書いてある。そう、教科書は「税金」というものを毎日のように人間一人ひとりが納めていることにより、毎年のように無償で配布されているのだ。

みなさんは教科書が無料でもらえるからと言って雑に扱っていないだろうか。無償ではあるが、無料ではないのだ。私がこのことに気づいたのは中学校の社会科の授業時に行われた「租税教室」のときだ。講師の方が「税金とはなにか」ということをくわしく教えてくれた。お話を聞いたあと、私は「税金がないと教科書も有償になってしまうんだ。私たちがこのように教科書を無償でもらえるのは幸せなことなんだ。」そう実感した。私は、昔の日本は教科書が無償だったのか気になったので、祖父に聞いてみた。祖父は「1947年頃の日本は教科書は無償ではなく、有償だったんだよ。」と教えてくれた。また、アフリカ大陸の人々は税金を払っているのにも関わらず、学校に通えなかったり

教科書をもらえていない子供達がたくさんいる。このことを考えると、税金がどれほど私たちの生活に役立っているのか実感した。このことに気づいていない人々はたくさんいるだろう。

教科書は決して無料ではない。私たちのために、どれほどの人々が毎日のように納めてきた多額の税金の支えによるものなのだ。この税金がないと教科書をもらえない。いや、学校にすらも通えないのだ。このことを心にとめて生活してほしい。

私たちが使っている教科書も残り半年で無料ではなくなってしまう。それはなぜか？高等学校は義務教育ではなくなるからだ。だからこそ、残りの義務教育の半年間、小1から中3までの9年間でもらった何冊もの教科書を今よりももっと「大切に」扱いたい。この文を読んでもくれたそこのあなた、まわりに教科書を雑に扱っている人がいたら声をかけてほしい。「無償だけど無料ではないんだよ。」と。

私は教科書を大切に使う人が増えたらいいな。と思っている。そのためには、まず全国の小中学生が税金のありがたさを知り、そこから、教科書が無料ではない理由を私みたいに考えてほしい。



## 消費税インボイス制度周知・広報推進宣言を提出

このほど、木曾法人会では、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度について、木曾郡内会員企業及び会員企業の取引業者へ事業者登録手続、インボイス発行業務について周知・広報を進めます【消費税インボイス制度周知・広報推進宣言書】を木曾税務署に提出しました。

会員企業の皆さん、インボイス登録の準備はお済みですか？令和5年3月末までに事業者登録をする必要がありますが、登録手続には日数がかかります。

インボイス発行事業者の登録をどうしたらよいかわからない、手続きは終わっているけど、もう少し理解を深めたいなどある方は、まずは、お気軽にご相談ください。木曾税務署では説明会を行っております。詳しい日程等は11ページをご覧ください。



上松小学校 川上校長先生と大沢青年部副部長

## 5年生に税の解説付き“下敷”を寄贈

— 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『ジャパンラグビー リーグワン誕生！』。2022年1月に開幕したラグビー リーグワンについてやラグビーの起源・ルールなど掲載されています。各種の税金など歳入・歳出の状況や、税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから6年生になって、「税に関する絵はがきコンクール応募」などで参考になる分かりやすい内容です。

## 女性部合同例会

10月21日に、女性部合同例会が中野市で、新型コロナウイルス感染防止対策として人数制限を行って開催されました。木曾は、正副部長6名と事務局で参加しました。

講演会では、日本きのこマイスター協会理事長の前澤 憲雄氏から『きのこ健康』～きのこを食べると心も体も健やかに！～と題してお話をお聞きました。私たちがいつも目にして食しているきのこ類について、その役割や歴史、栄養成分などを詳しく聞かせていただきました。きのこは健康に良いこともわかりました。これから、毎日きのこ料理を作りましょう。

その後の懇親会では、単位会ごとのテーブルで、ピアノと二胡の演奏を聴きながら会食をして過ごしました。会食の途中では、恒例の単位会ごとのPRも行いました。

法人会オリジナルキャラクターの『けんた』の土人形もお土産に頂き、ありがとうございました。事務局に飾らせていただいています。

信濃中野の女性部・事務局の方々、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含めて準備をしてくださり、ありがとうございました。事務局 記



## 女性部研修会・レクリエーション開催

11月14日、22名の参加者により研修会事業を実施しました。

幹事の大桑村支部の皆さんに企画運営を担当していただき、大桑村野尻にある「臨済宗妙心寺派 妙覚寺」を訪れました。最初に鈴木 裕道ご住職の講話を拝聴しました。

それから、全員で写経を行いました。写経はお経の修行です。無我の境地の中で一字一字丁寧に般若心経の意味を味わいながら書いていくことで精神修行ができると考えられています。写経をしている間は意識を集中させ、筆と文字に全身全霊を込めるつもりで書いていきます。なぞり書きだったのですが、難しい漢字や普段使わない漢字が多く、なぞるのが大変でした。全部書き終えた方は、願い事を記入し、封筒に入れて妙心寺派の本所へ郵送でお納めをしました。

写経も終わり、そのままお寺をお借りして、ご住職を囲んでの昼食会となりました。久しぶりに女性部員が集まったの食事会となり、美味しい昼食、大桑村支部女性部員さんの手作りの品も頂いて、お開きとなりました。

大桑村支部女性部の皆さんありがとうございました。



# 会 員 企 業 の ご 紹 介

## 大桑村支部 株式会社金子組

代表取締役 土原 正夫

〒399-5504

長野県木曾郡大桑村大字野尻 2375-3

TEL 0264-55-3944

FAX 0264-55-3155

平成13年先代金子組より事業を引き継ぎ株式会社金子組として再スタートして20年以上経ち

ました。

主に公共事業を中心とした土木工事業を主体として今日に至ります。

近年は従業員数が減り現場の数も減ってきてはいますが、少数精鋭にて頑張っています。

また福利厚生に力を入れ休日の増加など働きやすい職場作りに力を入れています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

### その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

さあ、保険の新たな元へ。  
**T&D** 保険グループ



# 税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第40弾は、令和5年10月から開始される「インボイス制度」について国税庁にお問合わせの多いご質問について説明します。

**Q1** インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

**A1** インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

**Q2** 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けていません。このような場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

**A2** 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方（貸主）が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社（借主）はその事実を把握することは困難となります（適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。）。そのため、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

（参考）令和5年9月30日以前からの契約について

令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

消費税のインボイス制度については、[国税庁ホームページ \(WWW.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)

ホーム > 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

### ▶インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達Q&A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署等の説明会開催情報や申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



### ▶制度についての一般的なご質問は

◇[チャットボット](#)にご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

チャットボットは  
こちらから

◇[インボイスコールセンター](#)では、一般的なご質問にお答えします。  
フリーダイヤル 0120-205-553（無料）  
9：00～17：00（土日祝除く）



※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

## 令和5年度 税制改正要望書・法人市町村民税における標準税率採用のお願いを提出

全法連が全国の法人会から上げられた税制要望をとりまとめたものを、毎年12月中旬に管内6ヶ町村の町村長・議会議長へ提言をしております。今年も、担当支部長・税制委員長・税制委員などが要望書を提出しました。

木曾法人会では、【法人市町村民税における標準税率採用のお願い】を重点的にお願いしておりますが、管内6ヶ町村とも採用には未だ至っておりません。今後も要望実現の活動を行ってまいります。



12月14日 進藤税制委員長より  
木曾町長へ要望書を提出



### 大桑村支部 ボランティア事業

大桑村支部会員は、ボランティア活動としてアルミ缶・ペットボトルのキャップ回収を実施し、11月17日にはペットボトルのキャップを、JA木曾さんへ寄付をする活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、大規模な支部会員でのボランティア活動がなかなか出来ない状況ですが、会員の方々の気持ちが、少しでも役にたてていければいいと思います。

## 11月

- 2日 広報委員会（木曾建設会館）
- 7日 県連女性部連絡協議会（山ノ内町）
- 8日 県連税制委員会・税務研修会（長野市）
- 14日 女性部研修会及び親睦レクリエーション（大桑村支部）
- 15日 県連厚生委員会（リモート参加）
- 16日 納税表彰式（木曾町文化交流センター）

## 12月

- 1日 関信越法人会連協事務局担当者研修会（オンライン研修）
- 2日 ブロック別税務研修会（木曾町文化交流センター）
- 5日 総務委員会（木曾建設会館）
- 6日 支部事務局担当者連絡会議（株岩屋本店）
- 9日 ブロック別税務研修会（南木曾商工会館）
- 12日 税制委員会（木曾建設会館）
- 14日 消費税インボイス制度周知・広報推進宣言提出（税務署）
- 15日 県連事務局長会議（松本市）
- 26日 県連正副会長会（松本市）

## 事務局日誌



ブロック別税務研修会 中北部会場  
（木曾町文化交流センター）



ブロック別税務研修会 南部会場  
（南木曾商工会館）

## 1月

- 16日 税務関係団体連絡協議会（木曾合同庁舎）
- 17日 県連総務委員会（松本市）

木曽税務署からのお知らせ

## インボイス制度説明会のご案内

木曽税務署では、インボイス制度について理解を深めていただくために、以下の説明会を開催します。

インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている場合は、こちらの説明会をお勧めしておりますので、ぜひご参加ください。

**参加無料**  
事前申込制  
先着順

### 【説明会の主な内容】

- ・消費税の基本的な仕組み
- ・インボイス制度の基本的な事項

### 【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問い合わせ先
令和5年3月17日 10時00分～11時00分	長野県木曽合同庁舎 401会議室 (木曽町福島2757-1)	50名 【事前申込制】 (申込期限：3月15日)	木曽税務署 調査部門 TEL0264-22-3254
令和5年3月17日 13時30分～14時30分	長野県木曽合同庁舎 401会議室 (木曽町福島2757-1)	50名 【事前申込制】 (申込期限：3月15日)	木曽税務署 調査部門 TEL0264-22-3254

○新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

【特設サイトへ】



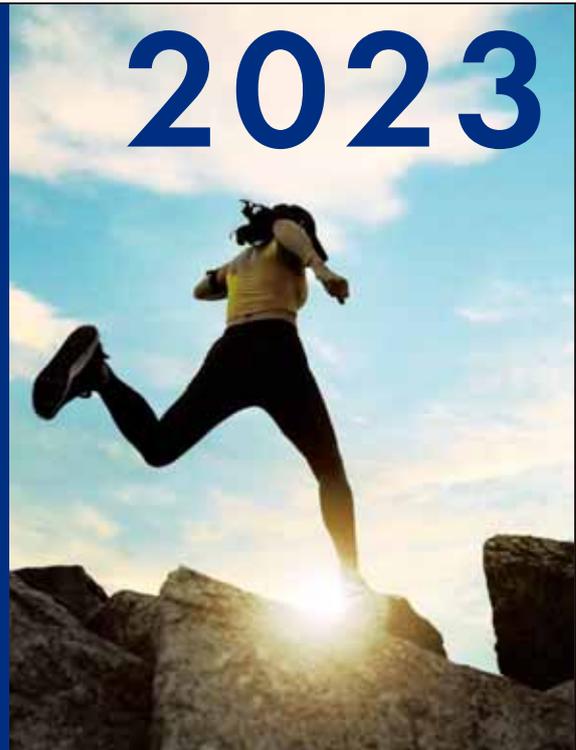
木曽税務署 (0264-22-2024 代表)

## 謹賀新年

「先行き不透明」と語られ始めて数年が経ちました。  
急速に変化し続ける社会の中で、  
必要以上に考え込んでしまうこともあるかもしれません。  
世の中がこういう状況だからこそ、私たちAIGは、  
常に隣に寄り添うことで安心を生み、保険の価値を  
最大化させ、共に成長を喜べる存在でありたいと考えます。  
「先行き不透明」を恐れるのではなく、  
何だってできるチャンスと捉える。  
今年の干支であるうさぎのように、2023年がすべての  
お客さまにとって、軽やかな飛躍の年になりますように。



近くにいる。チカラになる。



AIG損害保険株式会社

[aig.co.jp](http://aig.co.jp)

本店  
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

松本支店  
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階  
0263-35-1933  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



## アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Afflac

〈引受保険会社〉 **アフラック** 長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。